



諸君賢行錄

洋学文庫
文庫8
A127



諸君賢行録



肥後彦

細川越中守重貞朝臣

○寛延二年己巳 於其國學を興し時習館と名付
 方籠の左右武學を置き 東を東榭といひ 西を西
 榭と名付 多騎射鎗劔の術を習はせ 子日廿一度
 改免あり 俸内廿兩 左廿兩 右廿兩 人 不許一見 聖堂
 兵いふ 建中 地取るか 己巳 明梨

○用井 再春館 國中の醫士 廿一 年 事 醫

禄四石ありてあり高職と云ふ市井の世しる物故を
あきらめんと尚職ありては四石石は昔の
代ことと云ふ也

○米田九郎を米田某といふ丈夫の才ありし州文
武為徳の人なりし賞文ありと云ふ右禄二千五百
石ありて兄と云ふ一く丈夫にありて多しと云ふ
少壯の
子と云ふと云ふ多しと云ふ
他
四時國岳を
作
てしと云ふ

○時習殿の賢学を教養以て命りて久々なる

名兵弘篤君
を継といふ茂隆殿を久々なる三男あり兄を市丸と
いふ六奉行の一人あり茂隆に下禄三石石換地
格ありて毎日時習殿より小教授の事を督せ
○氣丈ありし人ありて福を増えんと死の命も
文盲ありてを移る申く増禄をいふは
肥後の國に学文ありて職学より命せられ
と云ふ顔ありて仰せられ

○刑律をいふ者記あるかの六奉行に死を

事甚篤し死刑并ゆる者も君并いそは君三度
より罪を省めよの上を刑を免む死せらるる固圀
に成なき公名して追放せらるる盗賊を黥を
斬り怪重なりて投り三度の好斬せまは怪
罪の甚と右眉し擦沙の夫也し師霸の彼も既
く以償銭賜りてととの家并かくし終ふ死刑を言る
る秋より死刑を行ふ事終りよの日終自并終
しとある上中職の人を門を閉て私に斬りて
り改らるる教有司を皆終り

○君少と皇女謁を行われを夫人多病也かして
男子明し側室有り名をホのおとし世子ハその
人の不生なり世子十七年其に入朝しあふし命阿
しとは好とて心りこのおと呼へし縁付ホ此る
事此れ勿後お致せ有とし禍ある事申也
をなすも此を側室月俸五口衣裳の價とて白銀
二十枚のとなりと云

○侯の夫人眼病を患ひはは失明を失ひありし
後其側近も召仕られし年若紀女子はホとて

賜をたまへて 夫人の心を体しえられしと云

○給飯をきけりく 多物補給の北二丁の内
切のこぼし一おをいふを有給の給食先給を
夕飯を業二おあり是れ一おおは若をりしぬら
昔くを御殿米とて 糞しせに不田の米を用いしを
君の時とありて常の米を用いぬらと云

○鷹狩のつと視者を馳役し給はるの情よまて百一
孫に農化の條をなしに多の放鷹しぬらと云
農氏と云し父母を待るぬらと云しを

孫にて思ふ口柄も 重時を二ぬらするをりしを
鳥の腹よりしてこれしは不後丹念するぬら
孫は後丹は棄ちし志中をぬらぬらぬら
予は予の丹をいふと仰るぬらぬらぬら
ぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬら
ぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬらぬら

○孝悌力田の者丹慶美を賜り表旌せし
養老の礼を行は年九十五なるぬらぬら
を給る 八十九年の十二月丹由を云し上明年

三月廿賜ありとす

○高買を緇紙紙及綿を禁し帯と反相紙を
給を禁したまふ給紙紙を裏せと申さるる者民
兵給紙紙を了の棉紙を禁し又粟をくくし給
を禁するを申し給紙紙をくくし給紙紙を用ふるを
ゆるす

○毎年鯨油を千樽に買とせり田う申生せし
と死の所をそり紙紙を改めありとあり

○窮民を賑ひん政ありとて年の暮倉粟をくくし

令邑の民廿銀三百貫目頒くし給る十年二十年を
限り是を返納せたり火災ありて給をくくしあり民の
ふるふるありて給をくくし給をくくし給をくくし
る賑し給あり

○肥後八代は大臣長岡常刀世に互味を録三五石
なり八代の高買入盗人ありて衣紙を取る給
捕り給る盗人母あり子多くして粟ありて
止むるありて盗しぬると白状に度園呂給
七葉文賜りぬ取れし人ありて人の役人あり

命にまかすやうにすまひしむかへしむかへるるもあはれかあり
とせむしれ後人き又驚しぬる者をもよひ貸を乞ふ
おとす智もしれぬるや女子中務君はし矢て入軒
のと記ハ代の民かおしくお銀路を政もせしむるは
としちて就むあらしを驚しむるをあり

○幼き子をもちしむしあま日本國の律を止
おせしむお中世のあまの子をもちしむるは
やしくおは止しむるおのて後をしむるを問ふは子大お
う是を御神のあましむるて後もししむるお櫛せしむる

早敷まを 知君を神のまを教りしむる

○家申の徳士一人くおのあらしむる借をせむるをよふ
おとくもまの元金をもちたれ金まをハ其利を換りて
しと能くおしむるまのあま換をさしむるも知ぬる
すれし又常用お帯おたおの腰刀金銀を用ゆる
堅く停止るる婦人の髪もあまお停止るる

米澤侯上杉

○米澤の老君いふは家督たりし河尾州の大儒
細井源三ト 如未 先生 をとりて君前ありて家士と共に
聖理を傳ゆるの老君は正しく悔きせし忠智を
存嗣今の君は強ゆるものの君も老君の因を
秋有之侯の男ゆりしを義子とし 孫にこれを承中の
士ありおのてりて止て武備を習ありお勲を子
と見とあり

○老君の時森手はあつし性改正任し九年の内

孫に承継せしめ年田人有事を乞ふも君臣大
き丹悦服しやうく先を以て仁君賢行の
道をゆめり

○荻田の古法ありては作る所あり一町餘の田を
以て化場を定めしれ君宗廟へ奉養可なり
假令ありて礼殿ありて自ら泥田う入る所は田を三
鋤を以てふ後大田以下一回あり終田祖廟に供
られ神酒を以てありて賜りりる加り地は依る
預の取ありて是より君の代りて自ら耕作

其君秘蔵の駿馬をかりて交りて自ら養ひ
養を付てありて秋ありて実入ありて依りて
地の穀を村内の種末に揚はる是を重農民あり
考なりて子に感服し一人として是を考りて君臣
服せしむ

○侍組に三人扶持の者ありては預に如く荻
田の地を以て仕立てて人の養ひありて鋤
山野ありて多年荒田ありて地を直し一年あり
城下五六里四面荒田ありて是を直し一年あり

大臣もこの筈を以て耕作場巡見あり君巡見も此の
酒樽をあられ樽の如くを此の石所とせし突
破り大臣も手扱してこれをして耕作せし徳士
と云以下山々ゆて賜ふと云利

○米俵を七五山中出谷る庄司平と云山あり
徳士の所を我木一万有伐りせ竹股耕作せり
とて川記九五司の間敷しる薦の上井寝倉
大木一万本山を今有らし今津領は川と川下ヶ
ありて在汝を廻し江戸郎の枝木と云これ徳士自

ら働き又徳士の願を奉給るなり作すのみ傳
を一畝茂とち文り又村の百姓と我以我傳
の為江戸くさるる事都の人々一人も不交と云り
と云と云記すなり

○徳士意田を死くはるるを此の時大臣耕作場を
流し先々此の大事に上り感する事あり先
我も第一當職の身はれし勤能なる事あり
嫡男友弥名代として此を以て先を肝煎り希ふ
ありと念はれし徳士つりし種

これをもつて友人の父の遺言を承けて一統の如きことと
此の功徳が長と此を承けて此の義を傳へる事
はこれをもつて此の國政を言身として
國家の爲め身を尽す事不先の職之汝我家の如
きことと此の義を先する事と戒むることなり

○東郷の作事封内の田を登せり言米米次を言
及中井族の事とて命せられし廿二日の中井族に
ける東郷の事にして今一古日休息して作事封に
命せり言言有司云しん言言匠人明日曉と別

此の言多依封内の民々々忠儀を盡しける事と此
の事なり

○米澤は徳士中念を山と石を切せ橋を修り地
を掘り徳不考徳を修り此の事不考徳父子とて
石車の鋸引る事とて此の事三年中此の事
三間中廿二十五間の倉と棟中就せり此の徳士
自ら石引せし山林を伐て此の事不考の事
農民の事とて此の事五万俵を上納せ
これ山年の備をて此の倉中此の事とて此の事

又四枚紙の下の伝多善強者哉我くら力也
と紙に君の貴なる事又徳士剛正なる事
を業百万本漆百万本楮百万本木石の宝地
植るや妙村とよ地并老武救米の倉を建ら
れこれ老武の功也并叔と上相此は時取
又一七感悦一自今酒善なる事酒を飲む
事也

○封内の徳武は由孝子并思美行ふに孝子
後田地を効りて此を孝子多く傳へし事也

絶世

○城府の大河并橋ありしか魯清の大河也
橋を此を年々費多く徳士百餘人きりて自
走山をり石切せしみの橋を石橋也然りて君
かきと波下就酒の記馬行つて橋のありしを
めし傳し絶てし事也又作らるる所の貴所
と云ふ所の事也是れ也此の傳を多くし也傳の
事也馬を多しとすは此を徳士の事也是れ
橋を渡り初る人の事也天の皇加む

新く不肖りたる人々をば海に送りし事と傳へ及
流るるものなかりしとす

○ある農民の毒我男子なりて人並田疇を
君の御馬も鞍ひも多く死ね女の身もさへハ口惜
まよせめて布の一疋ありし御陣の雜巾ありし
てんとて布敷く村里く出されし事とす
まの事なれん
ましとんとて御陣西敵し事とす
君と人並感れん
あはく貴せし此の布馬服ありしとす
○君も年学館の事なれし事とす
山入りし事とす

余りて陣府に学館をたらし興讓館と名付
られし年先生建学大書とありし事とす
あはく貴せし此の布馬服ありしとす
○君も年学館の事なれし事とす
山入りし事とす

さて後者の士二十人撫つて学館をたらし興讓館と名付
られし年先生建学大書とありし事とす
あはく貴せし此の布馬服ありしとす
○君も年学館の事なれし事とす
山入りし事とす

○後者の中十人撫つて郷中教習職とし新地の西
方中在任せし事とす
中を小川源兵衛と名付し

精學一食物一菓の外は食を以て鮮潤治を
亦支配又十松村の老武金子傳五と
以て精學一御武を教守を以て治國か
支配を以て治人大不信服を以て治
を以て古人の精學を以て行はし一月十日
府内大臣竹股の宅を以て神保宮を以て海
書を以て下れ大我宅を以て以明政を以て
支配の地を以て治りし御中や奴等ありて服
を以て治りて農業者を以て治りて一人を以て

との如く當時は年所死一人一人を以て

○三の九冊武藝の秘古本を遺るは所記の士九
十余人撰るは馬術術跡術跡を以て以て
は以て九千人の所を日割を以て撰るは所記
法流の門人於今二子七る御人再及して君臣の
時を巡視しては以て

○興讓館學生

學政二人

片山紀藩

神保容助

都海一人

千坂左平

分列理玉有千坂
將馬福七方五十二

典藉一人文庫

西堀源藏

三十一
八十九

書生二十人但列

三子組

五十石

高橋御八

扶持方組

今成吉四郎

侍組

三百石

頂田數馬

大小性組

二百石

千坂磯佐

侍組

二百五十石

大國乙八

當職玉家亮

父内面
二千五百石

毛利源三郎

侍組

助也任
二百五十石

井上隼人

三子組

助也任
四十石

村山七右衛門

扶持方組

田 郁助

同

半田弥四郎

三子組

助也任

宮 伊藏

同

二百五十石

依原敏常次

同

八十石

江内源兵

分列組

父玉有源理
俸八十石

色部典服

同

父士大將
六百石

竹股侍三郎

扶持方組

角出守助

侍組

親任
三百石

中尾孫八

三子組

父医官

上村文治

同

親任

七尾川孫三

侍組

父小性
三百石

荏平八郎

右長幼、此牙馬、小古元の子也、於高銀則益而元
掃席、一扶持方組の末席也、列在、古今事考に於

上林家臣職目大畧

一分組十四家

家元士大將并任

一士組九十三家

同

五物而七子組と稱

一大小性

一三子組

馬廻組 常勤三百人

五十騎組

五四組也

一 扶持方組

一 猪苗代組

一 組外扶持方

一 徒士

一 手明組

一 豆怪組

以上都合六十程

職階次第太男

一 玉家元

一 江元家元

一 士大将

一 陣代

一 鄉村取次

一 小姓隊

一 勇元次

一 大目付

一 宰配

一 六人年寄

一 留守

一 三十人組

- 一 政事
- 一 寺社奉行
- 一 儀仗不取在り
- 一 町奉行
- 一 諸物頭
- 一 使番

建學大意

君相三個條

如來山人述

一 日月星辰春夏秋冬ハ天地アリシヨリ其運ヲ改
 メス君臣父子夫婦兄弟朋友ハ人民アリシヨリ
 其倫ヲ改メス孝悌忠信仁義遜讓ハ道訓アリシ
 ヲリ其能ヲ尚ヒサルモノナシ然レハ時勢古今
 ト変レ風俗五方ヲ異ニスレ氏安上利民ノ政ヲ
 立ルニハ先能ヲ尚フヲ最初トス尚能ハ魯ノ
 大夫南宮敬叔力羿善射魯盂舟俱不得其自然也

稷躬稼而有天下ト申スル時孔子ノ君子哉若人
尚徳哉若人トノタマヒシヲ以テ尚徳ノ本義ト
スヘシ善射過舟其技藝ノ万人ニ超絶スルヲ云
ナリ不祥小人自己一人ノ欲ヲ逞ミテ世ヲ憂ヘ
人ノ恤ム仁心ナキヲ終ニハ身ヲ凶スニ至レリ
躬稼ト云ハサノミ智恵才覺ニモヨラス卑辱煩
勞凡人ト異ナルトナキニ似タレ氏其人モトヨ
リ吉祥善人自己一人ノ安逸ヲロスレテ世ヲ恤
ミ憂ヘ人ヲ恤ムノ仁心切ナルヲ以テ終ニハ天

下ノ人心ヲ流受スサレハ安上利民ノ政ハ仁義
能行ヲ尚フニナリ利口才智ヲ用ルニ欺ルケ
古今ノ鑑瞭然タリ日月星辰ハ万古ノ天地ヲ照
臨シ春夏秋冬ハ万古ノ氣節ヲ運序スレ氏自ラ
以テ勞トセス自ラ以テ功トセス即天地ノ大仁
ヲ見テ天地ノ大讓ヲ知ヘシ故ニ此仁讓ニ法ル
人ヲ有徳ノ君子ト稱シ此仁讓ヲソムケル人ヲ
不祥ノ小人ト云ナリ君子上ニ位スレハ恩惠下
ニ降ル故ニ万民羨順ス小人上ニ位スレハ貪虚

上ニ怒ナリ故ニ万民怨憤ス治道ハ兼順ニ起リ
悖乱ハ怨憤ヲ生ス是以有徳ノ君子ヲ尊崇シテ
頭位貴職ニスヘオクヲモ能ク尚フハ云フ
ナリ能ハ遜讓ヨリ美ナルハナシ美徳ハ仁者ノ
所行ナリ不能ハ驕滿ヨリ惡ナルハナシ惡徳ハ
不仁者ノ行フ所ナリ館ヲ與讓ト名ツケシコソ
美徳ヲ修シ惡徳ヲ除セン為ナリ
一分領ハ腹ノ内ヨリ分領侍組ハ腹ノ内ヨリ侍組
襁褓ノ内ヨリ諸人ニ頭ヲサケラレモノヲ知

ルニイタレハ自ラ高貴ナルヲ知ヌ童子モナク
驕奢ノ心知ト氏ニ長シ元傲ノ態心ト氏ニ成四
各通テ讀知子氏元服スレハ終ニハ十五万石ノ
執権人ニハナル自分ト落付クハ猶疾イカナル
良莠ヲ用テカ仁厚恭敬ノ君子トハ成ヘキ頭位
貴賤ニ仁義ノ人ナクニハ何ヲ以忠愛ノ能ヲ施
シ行フヘキ忠愛ノ徳上ヨリ下ラスニハ下民イ
ツレノ所ニ手置ヲオクヘキ但シソレ氏ニ百年
来相ノミ来ル国風ナレハ此行未何ノ思カアラ

ラント云ハ、教學ノ道ハ沙汰ニ及フヘカラス
與讓トハ讓ヲ與ストヨムナリ讓シオコストハ
恭遜ノ道ヲ與サスルイナリ一國万民ノ天ト仰
キ奉ル君上ノ御思召ヲ以テ恭遜ノ道ヲ修行サ
セタマフ御役所ニテモ腹ノ内ヨリ貴キモノハ
ヤハリ父兄ノ上ニ齒ミ揖遜辭讓ノ道ヲナラハ
スニハ何ノ因イカナル処ニテカ恭遜ノ徳ノウ
ルハレキヲ辨ヘ知ルヘキ與讓ノ館ニ於テ御ユ
ルニテ受ケル驕泰ナレハモハヤ一國憚ル所ア

ルヘカラス然レ氏御大夫ハ職祿ヲ世ニシ幼弱
ナルモ長老ノ上ニモタ、子ハナラヌ勢ナリ故
ヲ以テ君上ヨリ其位ヲ貴クシ其權ヲ重クシテ
朝廷ニハ爵ニシクハナシ爵位身ニアレハイカ
カハスヘキ氣毒ナカラモ長老賢者ノ上ニ座ス
ルイソト思フ心ヲ持シカタメ古先聖人ノ道徳
ヲ學ハセ今日ノ恭敬ヲ習トシテ後來ノ驕逸ヲ
フセクコトナリ學宮ノ門高キイ僅ニ六尺扉ノ
厚サワツカニ三寸内ニハ徳行ノ尊ヲ知リ外ニ

ハ爵位ノ責ヲ知シメン^ト何ノ耻トカスヘキ何
害トカスヘキ是ヲ耻是ヲ害スル心アラハ儼然
タル不祥小人コレヲ群僚ノ上ニ位シ政柄ヲ預
ル^ト嬰兒ニ白及シアツケ徭待ニケガノナキヲ
願フ心ナラハ仁知ノ沙汰ニハ及フヘカラス一
国ノ天ノ仰キ奉ル君上万民ノ安利ヲ思召シテ
フ^トモツタイナクモ南郊ノ汚泥ニ御足ヲケガ
シ^ト鋤^クシ^トゾタマヒシ其御心ヲ察シ奉リ世祿
ノ大臣簞笠ニ風雨シシノキ郊野ニ起取スルハ

希代ノ美行六十餘州ノ手本ナルヘシ驕泰ノ習
性トナリ耳目ノ珍ラシキ所ヨリヨカラヌ^トト
思ヒアママリ嚴刑ヲ犯シ四方ノアヤシミヲ受
ル^ト是イカナル処ヨリ出ルナラン仁義恭敬ノ
道ヲ尊ビ自己ノ身分ヲ高フラン又イカテアロ
惜キフルマヒノアルヘキ前車ノ覆ルヲミテ後
車ノ戒トス聖フミヲサキヘ立ルハアトヨリ行
人ノ倒レマシキカ為ナリ此処ヲカンカシ^ン一
學館ノ教ノ專要ナルヘケレ善ニ從フ^ト山ノ崩

ル、カ加ク己ヲステ人ニ後フノ明訓也
一水穀ハ人君ナリ薪火ハ士農工商ナリ知大夫ハ
十ヘカマナリ米ハ上白疑ナシ薪ハ燥材ヨク
モユレ氏中ヲヘメツル十ベカマカワレヒミケ
タラハ何ヲ以テカ飯ヲタキ出スヘキ先上ナベ
ヲ鑄タテ、サテ其上ニ飯ノ煮アソハイ火ノモ
ヘンモ云ヘキナリ釜ヲ鑄シ始トス君ヲナベ
カマニスヘカラズ薪ハナベカマニモナラレヌ
ハ御先祖以來ノ常典イカハハセンサラハナベ

コソ所要ノ道具学宮ノナイゴヲ以テ上ナベヲ
鑄立ルニ一國ノ性命ヲツナク飯ヲハ焼イタス
ナリ上ナヘヲ鑄立ルコト政ノ根元ナレハ学
宮ノ師長ハフイ工本ノ総奉行大切ノ職今ハ申
スニ及ハスシカシナカラ師長モトヨリ高明賢
徳一國ノ仰望スル人ニモアラスソノ權オノツ
カラ輕シ然レ氏師長ハ先聖ノ御側取次ニテ其
言ハ夫子ノ御意ナリ三奉行マツ一月一次講堂
ニ参拜シ師長ニ敬侍シテ恭遜ノ礼ヲ崇シ弟子

ノ行ヲ勵スヘシトコヒ子カハクハ學宮ノ体面
ヲ正スニ足シカ

師長ニ個條

一師長任ハ人ニ信セララルタニアリ人ニ信セラ
ルハ己カ身ハ堅固ナル。アリ己カ身ハ堅固
ナルト云フハイツマテモ同シオトヲ退屈セ
人ノ信不信ヲ問ハスツトメ行フ変ナリ久シテ
急ラス人ノ信ハ其中ヨリ生ス己カ天性ナレハ

セシカタナシト自身ヨリユルシヲ出シ企テ及
ヒ俯テ就ノ修行ヲステハ古人強韋ノ戒ハ義行
トスルニタラス師長ハ先自修ノ韋ヲ帯ヘシ剛
柔利鈍ソノ才ノコトニ取量テ各一器物ニ備ル
ハ人ヲ用ル法ニテ人ヲ教ルノ法ニアラス求也
退故進之由也兼人故退之トノ玉ヒシヲ以仲尼
ノ人ヲ取カヒタマヒシ容子ヲオモンジミルヘシ
強キ馬ニハ手綱ヲヒカハ弱キ馬ニハアヲリヲ
入テ才不才モ口尾ニ進ムヤウニ心ヲ盡スヘキ

受ナリ能ラ教ヘ不能ラアハレミ唇生ノ成敗ヲ
己カ任ニメ孝弟忠信仁義遜讓ノ行ヲ習慣セシ
ノ一館ノ父母トナリテ善シナシ惡シ掩ニ厚ニ
厚ラ重子テ教化ノ道ヲ補助スル一ナリ終食ノ
ヒマモ油断ナク心得ヘキ一師長ノ極意ナルヘ
シ師道ハ嚴ナルヲ尚フト云フエトハ教訓ノ法
ヲ嚴正ニシテ子弟ニ怠慢ノ生セシメサルマツ
ニ取アツカウ一之面ヲ四角ニシテ臂ヲハ鞭朴
ヲトリシハリテ過アラハ責讓セントキセイハ

ルヲ嚴ニストハ云ヘカラス總シテ教諭ノ仕方
ハ學記ニ詳悉スレハマツ此篇ヲ講明スヘシ
一學記曰小雅肆三官其始トハ今般建學ノ主意也
與讓館ニ出入シテソノ終ハ如何ナル人ニナレ
ル分領侍組ノ子ハ御家老御番頭御城代小性頭
氏ナリ群僚ノ上ニ位シテ一國ノ安危ヲ任ス三
年ノ子ハ大目付三宰配六人年寄諸奉行諸物頭
トナリ命ヲ上ニ受ケ令ヲ下ニ施ス尊卑貴賤職
掌ニ差等ハアレ氏下ニ施シ下ニノソムノ人ニ

アラサルハナシ行末ヲ思ハカリテ銘々ノ心持
ヲ覺悟セシメ他日ノ用ニ備ルイ最初第一ノ教
訓トスヘシ

生負 一個條

一生負ハ命ヲウケテ学館ノ弟子ニアラハシタレ
ハ在官中別ノ奉公トテモナシ各典ニ通シ能藝
ヲナラヒ他日上ノ用トナルヲ以今日ノ職トス
其勅師長ノ教ニシタカウヨリ外ハナシサレハ
別ニ心ヲ論スルニ及ハズ

建学大意者如未先生所為米澤侯著也米澤侯
有賢行受教於先生施恩惠於民有年矣廼建学
館於城下使士大夫隸業於其中命曰與讓館使
先生着建学之大意云予 祇役於 東都執謁於
先生同講其旨騰寫之以秘諸幞中云尔
安永丁酉冬

備藩 湯明善子誠

肥後州熊本学校横堂六十間

講堂 六間ニ七間也尊明閣ト名付

御座ノ間

コレニ次 ○講説ニ八日

毎日獨看或ハ四讀アリ

句讀部 二間半ニ八間 蒙養師一人 句讀師ノ上見

句讀師四人

習俗部 二間半ニ六間 習俗師一人

習俗ナキハ公善学知儀ヲ教ル一ノ日ニ次

教授局 二間ニ二間半 各記使令ノ室アリ各

記一人使令一人コレハ

居ル教授助教凡三詰ル

休息ノ間也

訓導所 間數同上
諸士齊 同上 句讀少ヨリ以下休息ノ間也

樂群所 二間半ニ十間 入塾ノ景食ヲ受ル者

常ニ三十人許遠近

總教局 二間ニ四間 茶坊主詰所

家老衆休息ノ所アリ

学監詰間 八畳

役人間 四畳 士席

役人間 八畳

臺所 二間半六間茶間

玄關 十畳

学館

教授一人 一切文夏

助教一人 同上

菽茂次郎 名懋字子厚号 朝陽三十八歳

州野雲玉 年六十余善眉 温厚君子

訓導教師四人

既經一人令業一人蒙養一人独看一人
皆一人子ヲ教導スルイシ至ル但蒙養
ノ今職ハ十九以下
子ヲ司ル

池边平太郎

号蘭陵年五十博物

高木圭藏 年四十有智

岩本吉彦 年六十

幸島儀助 未見其人

大城大十郎

名煇字文卿年三十三
詩文ヲ善ス能看

句讀四人

有馬源内

名成善年三十今擢看
世子待読

西園文平

中山田太内

綾部傳吉

幼儀師二人

小笠原流

長廣十助

片岡傳八郎

習各師一人

富田善右衛門

算学所

天文曆学師二人

池边弥八郎

学監一人

大野源八

村山二九平

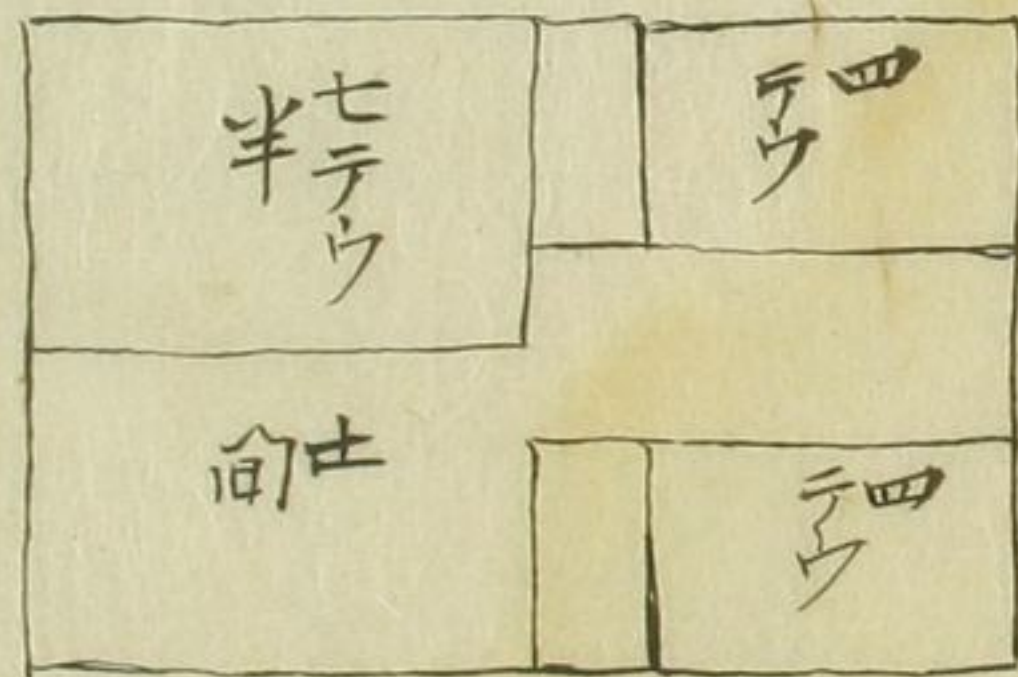
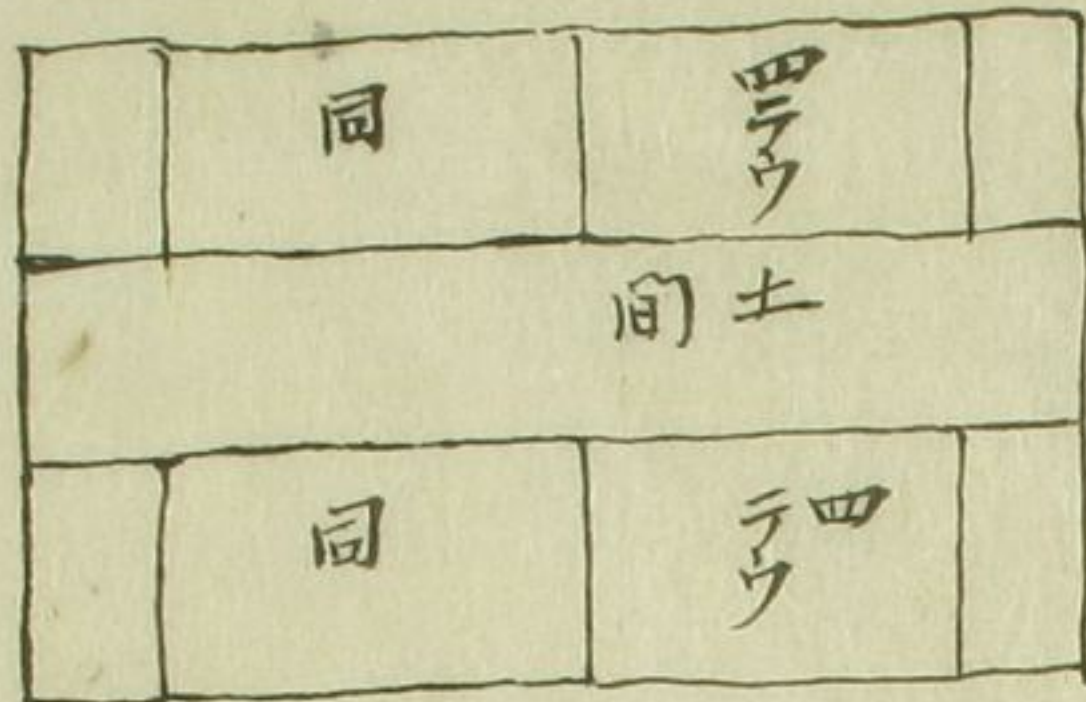
一年ニ春一度試業總教此ヲ司ル三年ニ一度

君侯学ヲ視ル中門以内ハ文館ナリ以外ニハ

西榭アリテ武藝ヲ講ス諸流武藝四十人許リ

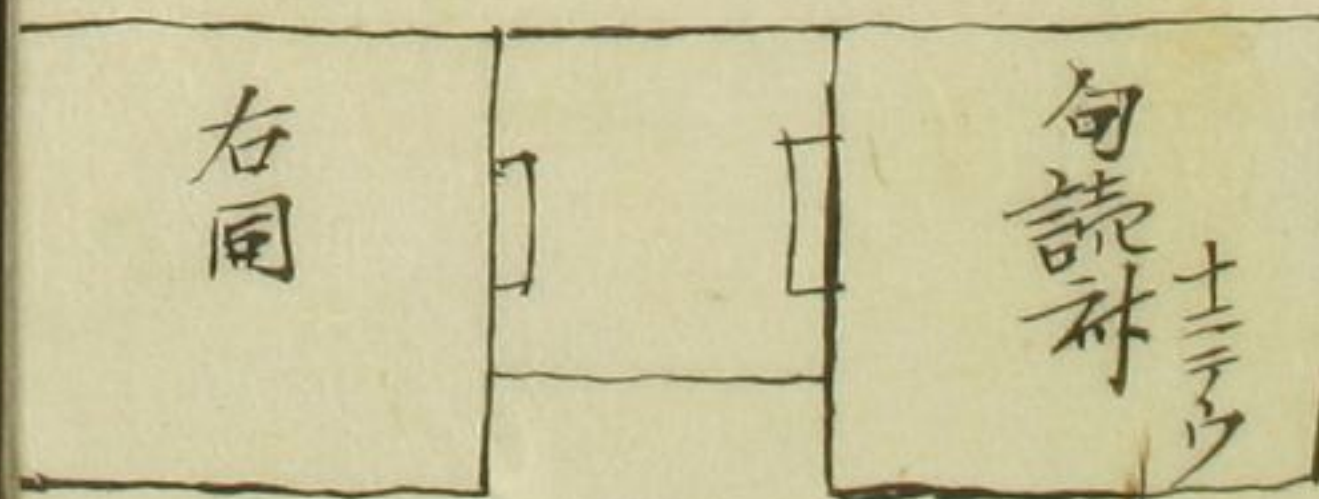
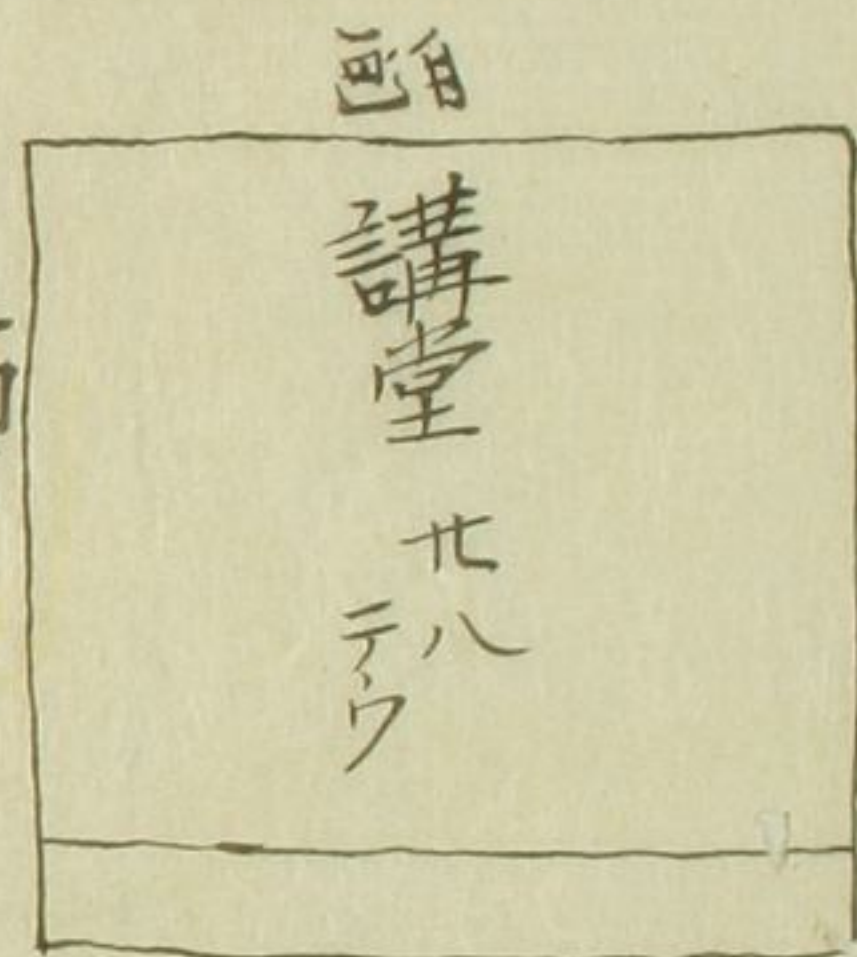
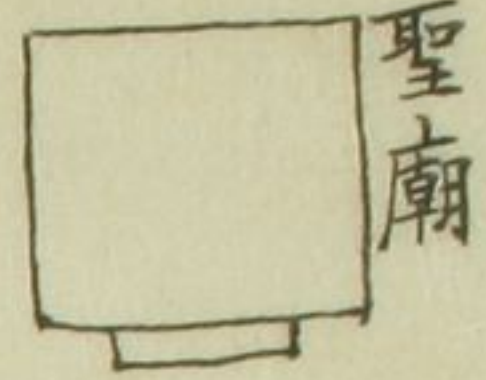
月ニ六日

学舎



右赤城博文館圖
 東西三十間
 南北三十間
 余

安永五年丙申十月



右肥後侯賢行錄米澤侯賢行錄建學大意將
習博文兩館圖及其學士姓名錄秩皆湯淺子
誠之所蒐錄者也子誠者備藩世臣也其父常
山名元禎字之祥号常山稱新兵衛所著有常
山樓筆餘常山紀談備藩典刑烈公世家
及熊熊文行狀東行筆記以篤學聞他邦最長於經
濟嘗居頭職多所補益於政教國民稱之子誠
為人温厚恭敬蓋君子人也善繼父之業精勤
學不善喜記誦詞章專潛意於經濟故其所蒐錄

皆有補於政教而有用於今日云余與子誠善
無因請寫之

安永己亥冬十月

讚州

菊池武周識

一薩州聖堂ハ江戸ノ聖堂ヲウツシテ造營アリト
殿門コトトクク朱塗也洋水ヲ堀廻シテアリ
一書籍祭器大名分ノ臣ヨリ奉納スト云ヘリ

聖堂奉行

山本傳藏

啓事

長崎鉄之丞

講釈人

昭田仁左衛門

川上嘉膳

市来

四郎助

平山五右衛門

帖佐次左衛門

素読指筆

諸生二十人

為州小濱炭

酒井

○友人三浦源為同安永二年予京越お何りて
西依丹高門お相見セリ丹高門是肥後の人なり
墨山と号す父を義平といふ成并と号し皆朱
学なり成并学術を以て為州小濱炭を言教せ
らる時京越を以て為州おおもむ起玉政お與家
といふ墨山曰當時小濱炭二十三四年所修理
大支度と称す先更横波守波奈侵おして扈
政多き玉中衰微せしうはとの修理を以て為

を朽き俵物を書りよるは俵素を布しあり
久我大納を殿の水島女をむく(丈人としあひ)自
着てより袖以上の衣服皆く之用のをし俵素
嫁送の日より書り當日を格別の儀式
と上の衣服は免何せりしと輕ひり修理未成
いよとよるを始と大切と致しは始何とせし
終何とせしと其あししとの毎毎ひる書り許容な
りりし君上とておかくのたとく俵素を書り終ひし
こそ玉中衣素廉の式形くは初海(い)とをくも

なくも高氏中よりおありしとせ

○坤下り学校を建てれ 敏と名付く儒者を

しと経書を講せしめ高氏をしと是を字しむ
毎月三百人お解とせし侯も朽く学校(如席
一講也と中あかとなり)

○西依成身一年小後侯お陪從して赤部子
ありぬある日侯肥の熊本侯と名寄何り熊の
丈人久我殿の女に熊本侯成身り名に及られ
相見し夜も作らる小後侯云老人の受命合

て志をこころ親ら次の書へ由立何りて中并へうい
達をこころ成跡者かこ起る由徳中その後有湯せりて
所を致し道をまへんあやうかこのめし

○小濱のうも甘茶の那某れ村に於て多くと病大何り
て人を嗔殺せり十三れも産女主人の嬰見を抱
まかの病大よ行達り産女うはあけあやう
主人の嬰見をおるし隠し身を以て病大の喰ひて
ありしりて主人の嬰見を患れくその又いはあふ病て
死しりり修程を又感んましりて産女を有る

碑を多てその力を何りり忌日小墓と年なり
とせり

○明治七八年の辰なりし修程を又改田楳子也
せしあある百姓災を献しりり公の日志の程
己を去りれりその方先祖を傳りし寶札也
すいふん大坊ふせよとて何し子かひり扈從
の士云彼災をを賤し起志の手お何りて無益の
こものあふをよせれて存りてと後侯の曰彼らも
我おらむらり我おらむを彼らも何れり何れ彼見の

差別何んとのいふしし我をすを不寛仁能

事なり也

○是侯常しく善長と惘あひ三年の租税を普
く多らんぬ形なりとの事ありぬ

○公嘗て成神のしはる寡人教を先生と
うけ粗その道を知りて傳ふる物きと先生
つたよ系教し何り左右り傳ふの日ある所
くま甲子の弟子一人を中うけたとの事
系教し何り門人冊下小命と冊下云某学

未熟ふあり七年の内あり仕皮付くまと稱し

中より冊下き遠江の人ニ横津玉シツハシ小勤学し
其中おわれをおひて中後万助をはり一毎う助

是大板を教授して存りしり二十人杖持少小溪
侯お仕しと有りこれとては冊下の二百あり

城州浚炭

○城山の曰城州浚炭縮母後由不務手を東
故也述職なされし五年に古き病身分の病
ありてしころあふ五年炭を問ひしこれを憂
ひ儒臣田是を急めして政事と成り何り
りたる系對し云先王の道を用ひ給う三四
年の間ありて述職おしころしと申すを油
任するの旨にしくたふしつとこのまふたる
を畏れしに及物禄を只とて通ふて冥しく格

位を仕付なされ徳役人一命を承りてる故を
此れお仕付する一と申す爰おたてたる系を家
おなされ禄も若干なされりたる系を政を
三つの号令と出せりは畧ふ一曰國中の難
寡孤獨
廢疾之者之を勸むの親族を世話す極
を一親類とならざるを子承おあふ由上
も此扶持者となりたおあふと申すもあま
人扶持をこし二曰法高買人店をりき
皆之店を出しつて資を起すの由上を
浪米

此加し可なりとなり是を己前軍上まひしく高買
人おぼく店を引けおろくを号令せよ也今一の号
令を是をいふれあうくしてた糸概政もさるる三年
中中の人民うておぼ起るふおひひやうく孝才
おぼあうお業と信と免む用も厚足りしをふ今
年安永己亥浚炭車船の造職有りしと有梨

紀州炭

今の紀州炭をそと伊豫の西條炭あり紀州の先
天致仕しむひ養嗣となせ給り

公後を重忠嗣の令有りしと紀州の白我十年既
お老再うと供記憶さしお月為徳の身をも
本家地嗣大志を治めむりおひもて候と稱あふ
されも頼み 上意のうへ遠宵の旨おも及
いせられさるる前の中納言の男十五歳お年を
あひまた國を治めしと許容何れせむお年を

○君西條彦中し時々其年先生を招きむ
存く遇し終り乃ち去りて左に其故の道を論じ
ありと云ふ

○武人曰化野中納言法良自御の時丹人をももり
武節を用意し彼等の勅を謝す 然れども
修節を言ふ事なく其所以修節の事と其我身の事
書を修め其事あり

ふまれえむら丹 向せて ありけり 丸まて
たといふ身ありや 妙多流

○君が家へ入るは けりて 宗廟へ詣りて
たうと神をたふふの事 向草むく 事を言ふ
と改修す

和歌の浦の修節 事を言ふ と言ふ 和歌の及市進也
う 言ふ 和歌の 修節を元ひ たり 以て 丹
と云ふ 事あり 也

あまの人の 年 こと 和歌 和歌の 事 也
を 和歌 和歌の 事 也 和歌 和歌の 事 也
は 和歌 和歌の 事 也 和歌 和歌の 事 也

らぬを、程田を、れ、年、し、そ、子、丹、一、首、を、と、こ、て
ま、う、し、と、た、に、そ、う、を、り、ま、れ、る、も、た、

上、一、件、後、州、保、田、赤、少、村、此、所、に、多、節、り、船
紀、州、へ、通、る、に、ま、る、り、と、船、の、物、を、り、ま、る、と、

米澤侯賢行披露

○上、枚、強、多、強、敵、を、り、く、國、中、を、巡、見、し、の、り、
何、る、村、軍、う、老、婦、給、を、列、り、所、を、見、し、給、以、我、も、手
傳、い、ん、と、て、一、反、を、り、う、給、を、列、り、の、り、也、也、
人、を、り、く、也、也、り、也、の、敵、へ、死、命、を、し、て、強、を、海、に、保
給、備、也、也、り、也、也、我、も、望、中、に、在、り、し、戲、道、に、也、也、
く、也、也、日、を、強、を、米、澤、の、城、か、の、老、婦、也、也、也、也、
粉、を、付、多、節、保、十、を、り、也、也、也、也、也、也、也、也、
と、り、り、也、也、強、を、海、に、中、を、り、ま、れ、る、也、也、也、也、

持事なきを且感し且悦み白銀を賜ふ
賜されぬ別 故方より一てかの餅をたされ世に民
のつれ多悦むを其を付するん多所望なり其先
婦を子もなく其方好しく其農人幾人全所望なり是
を其封國の民を其く其方好しく其大に所望なり其先
と其御玉ありて封地巡見あり其農民其村里へ其
七給りん事を侍とす其御玉ありて其村の
札とすそのひたり其面を侍とす其先
豊西より其地の玉とす其ひたり其先
與讓館

出のひて長幼と水を行されしを玉光の子も悦ま
子も自ら其常を其りて掃除を其り日與讓館へ出
其書を其く侍故百人の御り又農之高と出て其
其多し其水を流して其ひたり其先
其く有る其地道を其く其先
其先

○一と其米澤大目子其り大臣竹腰其作其先
へ七日の御食あり其社へ其先
其先

し救百人ありて三日ありて天沛然と
して雲を起し雷境の外ありて天玉降
を感て一也曰時米陳の城を長持救斗聖斗れり
其中よくとけり神は供へ其福祚を人賜
たり力以て振飯を神供へ其福祚を人賜
たりんよの也之 時原皇城山の物語也

尾張廣使者手扣

文意を按るに強弓矢倭斬の大匠を救ふ有りしあり
尾張廣に在りし使者有りし強弓矢倭斬の大匠を救ふ有りしあり
尾張廣の上杉守長政に在りし強弓矢倭斬の大匠を救ふ有りしあり

は及奉行職千坂野馬毛強弓矢倭斬の大匠を救ふ有りしあり
侍以長尾無庫法隆内領某川経飯平公野人
七人並利を以て強弓矢倭斬の大匠を救ふ有りしあり
此内之流心者有る中其有死政子とありし者あり
謀斗を以て中其有死政子とありし者あり
大元十万人の内九万九千人あり其有死唯倭斬とあり
の相殿し其外文武介政子の害を生しあり
自分古及し修行無田等と記名あり其ありし者あり
救う條古調し去月廿七日七人あり其ありし者あり

洗云中山致しきくそんそ願成望と抄に去所し
加すしあ福如難垂のすも有る所を却て取給ひ
大子と及の在樹とあれ其の在る且亦其有願
作とくあ小姓一人を留四人有北の仕所一留
中其の下難をす付以死免る事其作所河く且其を
おれくしお取作義の事とく中其事其有るその中
志くぬえたりし事すを其の忠臣を其の形也之
河時其粗権を以て社稷其の危く存く去り
なす程と私目付あ達しりし其と免る事其味也

子お務ひ方くく換目候と忘れ其跡を其私仕金不
其か人へ賜せりしか取作す所傳其の義也南
し加七人の名を括りし一再其の三其の仕所以
し人へ賜し取作好傳の事も其付其の事
い此道し其御ありし其紀名也其其為る其後其加
其く其書を其給ひ其上其行江戸其先三人を其八
氣を稱し其分り中其取作仕政を其清く其上其義
其其して其代と其を其忘れ其其其其其其其
の名も其其其其其其其其其其其其其其其其

多と父子お後を種方去ん朝日曉竹殿廣作也
中付載作し之者下流之即類七人之家也作果石
也し仕至中何也内以田何至某川路取平之死
之ん功勝戸何也五人之等死之怪重光切行
之内死上院取内中何之老治大仕至了何也
迄之此家公也何也死之何也何也何也何也

安永二年七月

其屋結庵の所何名泉則召取何之聘一書何後の
此何を知後しし何何を何し何何何何何何何何
或之何何何何何何何何何何何何何何何何何

孝子林平傳

傳中堂四代皮武島左聯版作也
林平傳後序也

林平者讚州那珂郡苗田村人也世事耕稼為人淳
直事母孝順雖無儻石之儲竭力致養温清定省誠
至癸中初娶妻交愛深然頗忤母旨乃謂之曰我極
貧趙所以納沙者欲代尸養之勞且奉供養耳今反
勃礫謂之何哉去矣吾竟不以牀蓐之私負拊畜之
恩也遂出之然後娶某氏善龜勉同心奉壻之謹母嘗
寢疾林平日夜憂懼衣不鮮帶茶餌極力尋後平常
焉屢就浮屠聽講時天雨則寄笠趨遲常尤先人令暮

夜秉燭夜行雖廢事无少憾色也往于日或客作以
倚輦休息之間趨歸者母鄉黨咸稱嘆之一第一妹
為人奴婢又各蒙怡尤切于此固之望雖其資質之
美亦賴乃昆孝友之化云

安永八年龍次庚子孟秋念三日

贈黃金幾面以為林平母壽 其
銀幾面以為壽

泉州府和田岡社貞潔寺殿取改

三ヶ條

一才一親中孝行を以て兄弟は勿停親類縁者
少くも其を以て互に贈し之を以て上る者其の他人
より之を以て年老を以て之を以て之を以て之を以て
若くは悔ふ何事も其を以て之を以て之を以て之を以て
助多合御する事其を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て
之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て之を以て

此書全在仙臺時為本地古物所證
碧溪記

大觀文庫藏

五

